

# 《第3号議案》

## 定款の一部変更について

〔変更理由〕

### 1. 刑法改正に伴う変更

「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の文言変更を行う。

### 2. 農業経営に関する規定の変更

令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）」により、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となったため所要の変更を行う。

### 3. 正組合員たる地位継続の特例にかかる根拠規定の変更

「農地中間管理事業の推進に関する法律」において、「農用地利用集積等促進計画」により、賃借権等が設定された場合に正組合員たる地位を失わないこととする同様の規定が置かれることとなったため、所要の変更を行う。

〔変更内容〕 下記新旧対照表のとおり。

### 定款新旧対照表

（下線は変更部分を示す）

| 変 更 後  | 変 更 前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5章 役職員</p> <p>（略）</p> <p>（役員の欠格事由）</p> <p>第29条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7）前2号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 総会</p> <p>（略）</p> <p>（総会の決議事項）</p> <p>第40条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>（1）～（16） （略）</p> | <p style="text-align: center;">第5章 役職員</p> <p>（略）</p> <p>（役員の欠格事由）</p> <p>第29条 次に掲げる者は、役員となることができない。</p> <p>（1）～（6） （略）</p> <p>（7）前2号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 総会</p> <p>（略）</p> <p>（総会の決議事項）</p> <p>第40条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。</p> <p>（1）～（16） （略）</p> |

| 変 更 後  | 変 更 前   |
|--|---|
| <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関する<br/>こと。<br/><u>(削除)</u></p> <p>(18)・(19) (略)<br/>(略)</p> <p>(総会の特別決議事項)<br/>第46条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。<br/>(1)～(5) (略)<br/>(6) この組合の行う農業経営の内容に関する<br/>こと。<br/><u>(削除)</u></p> <p>(7)・(8) (略)<br/>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 総代会<br/>(総代会)</p> <p>第51条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。<br/>2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第11条第2項各号に該当する正組合員でなければならない。<br/>3～5 (略)<br/>(以下略)</p> | <p>(17) この組合の行う農業経営の内容に関する<br/>こと。<br/><u>(17の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</u></p> <p>(18)・(19) (略)<br/>(略)</p> <p>(総会の特別決議事項)<br/>第46条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。<br/>(1)～(5) (略)<br/>(6) この組合の行う農業経営の内容に関する<br/>こと。<br/><u>(6の2) 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)<br/>(略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 総代会<br/>(総代会)</p> <p>第51条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。<br/>2 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第11条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。<br/>3～5 (略)<br/>(以下略)</p> |

## 附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、第29条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。